

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	50
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	51
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	52
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知……………（建築指導課）	52

告 示

北海道告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（中西別地区草地整備〔担い手中核型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道根室振興局に備え置いて、平成25年5月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成25年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 古平郡古平町大字新地町155・大字港町127の1・213（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、127の2、207、字後山99の1地先・288地先・290地先・149・183・187・290・293・364の1（以上3筆地先6筆について

て次の図に示す部分に限る。）、99の1、99の2、285、288、字裏山120

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ331地先・字チヤシトンス897（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、955

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第361号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 岩見沢市北村赤川4084・4085・4086・4087・4089（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第362号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年 5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 古宇郡泊村（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
泊村（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 古宇郡神恵内村（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を共和町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第303号のとおりである。

平成25年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者

岩内郡共和町前田559、南幌似621所在の森林について所有権を有する 森田 ミトリ

岩内郡共和町老古美678所在の森林について所有権を有する 茨木 妙子、

茨木 義雅、茨木 千香子

北海道告示第365号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成25年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 商号又は名称 有限会社マグ・コーポレーション

2 代表者氏名 浅利 正秀

3 主たる事務所の所在地 札幌市東区北15条東5丁目1番1号

4 免許証番号 北海道知事免許 石狩(2)第7034号